

# 平成30年度京－VER創出促進事業 補助金の募集について

中小企業等の皆さまが温室効果ガスの排出量削減を目的に行う  
省エネ設備整備の取組を支援します！！

## 1 補助対象事業者 ー府内に事業所を有する以下の中小企業等ー

京都府内において、既に事業活動を営んでいる既築の事業所（工場、事業場、店舗等）を有する以下の中小企業者等<sup>※1</sup>です。

- (1) 中小企業者<sup>※2</sup>（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの）
- (2) 有限責任事業団体（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの）
- (3) 医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下のもの）
- (4) 社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下のもの）
- (5) 機構理事長が適当と認める事業者（常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人等）

※1 京都府又は京都市の地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は、対象外です。

※2 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業等（いわゆる「みなし大企業」）は、対象となりません。

## 2 補助対象事業 ー府内の一の事業所において省エネ施設等に改修する事業及びこれに付随する事業ー

省エネ法によるトップランナー基準を満足するか、又はこれと同等以上の省エネ効率を有する次の設備機器等

整備例 ①照明設備の省エネ化（インバータ型蛍光灯設備、LED蛍光灯設備等）  
②空調設備の省エネ化（冷暖房機器等）  
③ボイラー等の省エネ化（工業用ボイラー、給湯機器等） などの高効率な省エネ改修

## 3 補助対象となる事業期間

平成30年4月1日(日)以降に着手し、平成31年2月8日(金)までに完了する事業  
ただし、交付決定（採択）前に事業が完了している場合は、補助対象となりません。

## 4 補助要件（次の要件を全て満たすこと）

- (1) 一の事業所において、省エネ施設等を整備する事業であること。
- (2) 整備する省エネ施設（照明機器を除く）等ごとの補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス排出量の削減効果が、 $3\text{ t-CO}_2/\text{年}$ 以上であること。
- (3) 整備する省エネ施設が照明機器の場合、補助対象経費100万円あたりの温室効果ガス排出量の削減効果が $4\text{ t-CO}_2/\text{年}$ 以上であること。
- (4) 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度に参加し、京都独自クレジット（京－VER）の創出が可能であること。また、その活用の促進のための取組を計画していること。
- (5) 補助対象となる省エネ施設等に対し、京都府、国など他の公的補助金を受けていない、若しくは受ける見込みがないこと。

（裏面につづく）

## 5 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費*の3分の1以内
補助金額	50万円以上 1,000万円以下 (補助対象経費が150万未満の場合は、補助対象となりません。)
その他	1企業が複数の事業所で事業を実施する場合は、補助対象となりません。(1企業で1申請1事業所)

※補助対象経費は、事業を行うために直接必要な経費(設計費、工事費、機械器具費、測量・試験費)です。

## 6 申請受付期間・申請手続き

平成30年4月16日(月)から平成30年6月12日(火)までの間に、補助金交付申請書を、当機構まで持参または郵送により提出してください。<郵送の場合は当日必着>  
補助金交付申請書の様式は、当機構のホームページからダウンロードできます。

なお、補助要件の一つである「温室効果ガス排出量の削減効果」及び特定事業者非該当検討シートについては、交付申請書の提出前に、京都府(エネルギー政策課)の確認を受ける必要があります。

確認期限：平成30年6月5日(火)

※京都府の事前確認は、1週間程度かかる場合があります。早めの調整をお願いいたします。

## 7 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、採択事業を決定(交付決定)し、結果を通知します。(7月上旬頃を予定)  
なお、交付決定前に事業着手をする必要がある場合は、事前着手届を提出することにより事業に着手できます。(ただし、事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません。)

## 8 募集要領等(詳細)

本事業に係る募集要領等は、当機構のホームページをご覧ください。  
また、同ホームページからは、補助金交付申請書等の様式もダウンロードできます。

<http://www.kyoto-eco.jp/>

## 9 お問い合わせ・提出先

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

京都市右京区西京極豆田町2番地 京都工業会館3階  
TEL 075-323-3840 FAX 075-323-3841  
受付時間：午前9時～正午、午後1～5時(土・日・祝祭日を除く)

ただし、温室効果ガス排出量の削減効果及び特定事業者非該当検討シートについては、  
京都府環境部エネルギー政策課 TEL 075-414-4298